

第417回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 録

1 日時 令和3年12月9日(木)午前10時25分から午前10時47分まで

2 場所 万国橋会議センター 405号室

3 出席者

公益代表委員 石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾
(欠席:赤羽淳)

労働者代表委員 佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一
(欠席:佐藤信也)

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子
(欠席:山本弘)

4 議事

- (1) 令和3年度神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性の有無について
- (2) その他

【事務局：監察監督官】

定刻前ですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況を報告させていただきます。

15名の委員のうち、12名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

公益委員の赤羽委員、労働者代表委員の佐藤委員、使用者側代表委員の山本委員からは欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の審議会は、公開規定に基づき公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、ただいまから第417回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の議事録の確認は、

私と、

労働者側 林克己委員

使用者側 上谷委員

よろしく願いします。

【会 長】

それでは議事に入ります。

まず、神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無について、特別小委員会での結論を事務局から報告をお願いします。

【事務局：賃金室長】

お手元の資料をご覧ください。

資料1にありますように、令和3年11月12日付けで特別小委員会から報告書が提出されていますので読み上げさせていただきます。なお、各産業別の名称は一部略称させていただきます。

(特別小委員会報告書朗読)

【会 長】

ただいまの報告書につきまして、まず、委員長の千葉委員から何かございましたらお願いします。

【千葉委員】

それでは一言お礼を申し上げたいと思います。

本年の特別小委員会は8月20日に第1回を開催いたしました。申出産業別に原則労使それぞれ2名の参考人の方から、大変貴重なお話を伺わせていただきました。大変議論の参考になったものではないかと思えます。労使ともに大変真摯なご議論をいただきまして、なかなか合意というわけにはいきませんでした。今後の双方の取組みにも何か示唆があったのではなかろうかと感じております。皆様には大変真摯にご議論いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

また、参考人の方にも大変ご多忙の中、お時間を作っていただきましたことにも、この場をお借りして感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

【会 長】

どうもありがとうございました。

「必要性ありとの結論に達し得なかった。」という内容ですが、これについて、公益委員含めて何かご質問等ありますか。

【林克己委員】

質問ではないのですが、よろしいでしょうか。今お話があったとおりの各業種の申出に対して真摯な対応、ご議論をいただきありがとうございました。結論に対して異議を唱えるという意見ではなくて、来年を含めて運営面で少し改善をお願いしたいという観点です。

今年はコロナ禍ということで、参考人の方にはウェブで参加をいただきました。これは非常に良かったと思えますし、状況からすると適切だったと思うのですが、参考人の方々にはコロナ禍に限らず、今後必要に応じてウェブで参加できるように運営上の配慮をいただきました

いと感じています。そうすれば参考人の方も参加しやすくなるのかなと思います。是非ご検討いただきたいと思います。それから今回ネット上の問題だったと思いますが、事務局側の映像が向こうに映らない。向こうの方々の映像がこっちに見えていて、向こうの人たちは本会場で何が起きているのか分からない参加状況だったので、是非ネットワークも増強していただいて、双方の顔が見える形に改善していただければと思います。ご検討いただきたいということで要望をさせていただきました。

【会 長】

その点については事務局いかがですか。

【事務局：賃金室長】

参考人の方につきましては、負担軽減のためにもウェブを原則とするよう今後も検討していきたいと考えております。また、ネットワークの問題でございますが、本省に確認したところ、本省のサーバーの容量の問題ということでございまして、改善いただくよう対応いただきたい旨今後も要望を上げていきたいと思っておりますので、少しずつ改善していくのではないかと期待しております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

【上谷委員】

私からも運営に関わることについてお話します。第1回目の特別小委員会でお時間をいただいて長いおしゃべりをさせていただいたのですけれども、その時にお話ししたことで要点は2つでした。その1つは、林委員のおっしゃったように参考人の方に関してはなるべくウェブを活用していただきたいということでした。その場でご賛同いただき事務局に設定していただきました。ありがとうございました。改めて感謝申し上げたいと思います。要望事項等は林委員がおっしゃったとおりです。

もう1つは、参考人の方に対する接し方のようなことをお話ししました。参考人の方が参加されたのは第2回から7回ですけど、特に公

益委員の方には参考人の方に対して大変丁寧に、敬意をもって接していただきました。このことに関してもこの場をお借りして改めてお礼を申し上げたいと思います。また先ほど千葉委員長からも参考人の方に対するお礼をいただきありがとうございました。以上です。

【会 長】

他にありますか。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

それでは、特別小委員会の報告書と同趣旨の内容で局長に答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは事務局は答申文案の用意をお願いします。

〈答申文案配付〉

【会 長】

事務局で読上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

答申文案を読み上げさせていただきます。

(答申文案朗読)

【会 長】

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは、局長に答申したいと思います。事務局は準備をお願いします。

〈各委員に写を配付〉

〈会長から局長へ答申文手交〉

【事務局：監察監督官】

それでは、局長から一言ご挨拶申し上げます。

【局 長】

労働局長の川口でございます。一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

去る7月30日に本年の特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただいたところですが、ただ今会長から答申をいただきました。

この間、7回の特別小委員会を開催いただいたと聞いております。6産業すべてについて参考人の方々から各業界の実態等につきまして貴重なお話をお聞きすることができたと伺っております。非常に丁寧に審議いただいたと承知しているところでございます。改めまして厚く御礼申し上げます。

また、この夏にご審議いただきました地域別最低賃金につきましては、この10月1日に発効したところでございます。引き続き中小企業・小規模事業者に対する支援策と併せまして、最低賃金の周知に努めてまいりたいと考えております。この後説明がありますけれども、皆様方のご協力もいただきまして、業務改善助成金につきまして大変大きな利用をいただいているところでございます。この点につきましても感謝申し上げます。

さらに、年明けには最低賃金に係る監督指導を県下の労働基準監督署で一斉に実施いたしまして、履行確保、遵守徹底を図っていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、来年度も引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【会 長】

ありがとうございました。

私からも、特別小委員会の委員の皆様には長期間にわたりご審議いただいたことに、お礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

予定された議題は以上ですが、(2)その他について、事務局から何かありますか。

【事務局：賃金室長】

神奈川県最低賃金につきまして、8月4日に答申をいただいたところでございますが、答申にあたりまして当局へ要請いただいている事項につきまして、井上労働基準部長からご報告させていただきます。

【労働基準部長】

委員の皆様におかれましては、令和3年度神奈川地方最低賃金のご審議、本当にありがとうございました。審議にあたりましてご尽力を賜りましたこと重ねて感謝申し上げます。

本年度の答申で触れられております中央最低賃金審議会へのご要望、ご意見につきましては、8月5日に神奈川労働局長名で、答申文と専門部会報告文の写しを本省へ提出させていただいたところでございます。

また、最低賃金改正の調査審議に当たっての労使各側のご意見につきましては、専門部会報告書に記載させていただいておりますが、そのまま全文を本省へ提出いたしましたことをご報告させていただきます。

私が本省へ赴いた際、また本省幹部が来庁した際に、専門部会において、またその他の場でも委員の皆様からいただいたご意見等につきましては、責任を持って本省にお伝えをさせていただいております。

一方、支援策の周知及び活用の促進につきましては、令和3年度最低賃金周知広報実施計画を策定いたしまして、現在周知広報に努めているところでございます。

その支援策の一つであります業務改善助成金の申請件数につきましては、本日資料としてお付けしておりますが、8月から9月にかけて申請件数が急増しまして、4月から11月末までの件数は140件であり、前年同期が7件でございましたので、20倍となっております。

引き続きまして、中小企業・小規模事業者に対する支援策の周知とその履行確保に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今年度行いました周知広報の詳細につきましては、次回開催を予定しております第 418 回審議会において報告させていただくこととしております。以上です。

【会 長】

ただ今のご説明について、何か質問、ご意見はございますか。

【各委員】 〈意見なし〉

【会 長】

事務局から他に何かありますか。

【事務局：賃金室長】

事務局から、業務改善助成金の新たな拡充策と事業場視察の 2 点についてご報告いたします。

はじめに業務改善助成金についてですが、令和 3 年 11 月 26 日に令和 3 年度補正予算に係る閣議決定が行われまして、「業務改善助成金の新たな拡充策」も盛り込まれたところです。

制度の詳細については現在調整中として、決まり次第、厚生労働省 HP 等でお知らせすることとしておりますが、新たな拡充策としましては、新たにコロナ禍の影響を受けた事業者向けの特例的な業務改善助成金の新コースの創設が予定されていると聞いております。

この特例コースでは、令和 3 年 7 月 16 日以降 12 月末までの間に 30 円以上賃金引上げを行っていることを申請要件として、既往の賃金引上げを要件とする点が、現行の申請要件と異なる点でございます。併せて、助成対象経費についても、対象外としている一部の経費、広告宣伝費等を条件付きで助成対象とすることができる特例を設定する予定であると聞いております。

この業務改善助成金の拡充が正式に決定次第、関係部署と連携しまして、周知並びに利用勧奨に努めていきたいと考えております。

次に、事業場視察についてです。

本年 6 月に委員の皆様の実地視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして中止とさせていただいたところ
です。

来年度につきましては、事業場視察の実施の可否につきまして未定ではございますが、ご賛同いただければ、事業場視察を予定したいと考えております。いかがでしょうか。

【会 長】

ただ今事務局から事業場視察についてのお話がありましたが、いかがでしょうか。

【各委員】（「是非予定していただきたい。」という声あり。）

【会 長】

それでは、実施する方向で事務局は進めてください。

【事務局：賃金室長】

ありがとうございます。それでは、実施ということで進めさせていただきます。

なお、現在新型コロナウイルス感染症が収束傾向にありますが、6月頃の事業場視察の実施時期における発生状況によっては、感染防止の観点から中止もあり得ることをお含みおきくださるようお願いいたします。

最後に、今後の日程ですが、来年3月4日金曜日、午前10時30分から当会場にて、第418回神奈川地方最低賃金審議会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会 長】

それでは他になければ、以上をもちまして第417回の神奈川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

〈 閉 会 〉